

変更点:登校が不安のため欠席する場合の定義の明確化
感染が拡大している県外へ行った場合の欠席の取扱い

(学生用)

新型コロナウイルス感染防止のための授業運営について

厚生労働省が示す感染を拡大する次の3つの「密」が重なることのないよう留意した授業を行います。

- (1) 換気の悪い密閉空間
- (2) 多数が集まる密集場所
- (3) 間近で会話や発声をする密接場面

教室入室前に手洗いをお願いします。各教室の教卓に除菌用アルコールを設置しています。手洗いができなかった場合は、ご利用ください。

対面による授業については、以下の事に留意し授業を行います。

1. 授業中は、エアコンを稼働していても定期的に窓を開けて換気をします。授業終了後は、窓を開けたまま退室してください。
雨天時、雨が吹き込む場合は、廊下側の出入り口を開放し、換気扇を回します。
2. 常時マスクを着用するのが望ましいです。しかし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外してください。
特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用をお願いします。マスクは各自で準備をしてください。
3. 座席は、各教室において着席可能な席が決められています。(各教室に掲示)
座席指定のある科目や情報処理室等の特別教室については、科目担当者の指示に従ってください。
4. 登校後、風邪症状(発熱、咳、のどの痛みなど)や、普段と違う症状(だるさ、息苦しさ、下痢、嗅覚・味覚異常など)がある場合は、授業担当者に申し出て帰宅してください。帰宅後、教務課までご連絡ください。
※「新型コロナウイルス感染予防対策について(フローチャート)」も確認するようにしてください。

○2020 年度前学期の欠席の取扱いについて

公欠席及び新型コロナウイルス感染に関連する欠席(※)については、原則「特例欠席」扱いとし欠席回数に含めないことにします。

欠席の手続きについては、教務課にお問い合わせください。

「特例欠席」については、それを証明できるものの提出を求める場合があります。

※「新型コロナウイルス感染に関連する欠席」の取扱いは以下のとおりとします。

■新型コロナウイルス感染

■濃厚接触者と特定

■風邪症状(発熱、咳、のどの痛みなど)や、普段と違う症状(だるさ、息苦しさ、下痢、嗅覚・味覚異常など)

■濃厚接触の疑いがある場合

・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、飛行機内等を含む)があった者等

■登校が不安

愛媛県において感染が拡大(※)しており、自分が新型コロナウイルスに感染するのではないかと不安がある場合

(※)愛媛県の警戒レベルが「感染対策期」もしくは「感染警戒期」の時

■子どもの預け先が休園、休校になった など

登校が困難な場合

■やむを得ず首都圏、感染が拡大している県外へ

就職試験を受けに行った場合

事前にアドバイザーに
相談してください

レジャーや帰省のため首都圏、感染が拡大している県外へ行った場合は、原則 2 週間の自宅待機をお願いします。その場合は、通常の「欠席」扱いとなります。自宅待機期間中は「健康記録シート」に記入し、外出は自粛してください。

●「濃厚接触者」とは、患者(確定例)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。(感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの期間)

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他: 手で触れることができる距離(目安として 1メートル)で、必要な感染予防策無しで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

※濃厚接触者の新しい定義(国立感染症研究所感染症疫学センター)4/27

- ・新型コロナウイルス感染に関連した連絡事項等については、メールや本学ホームページを通じてお知らせしますので、定期的に確認してください。
- ・風邪症状等により授業を欠席する場合は、必ず事前に教務課に連絡してください。